

厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針改定 新旧対照表

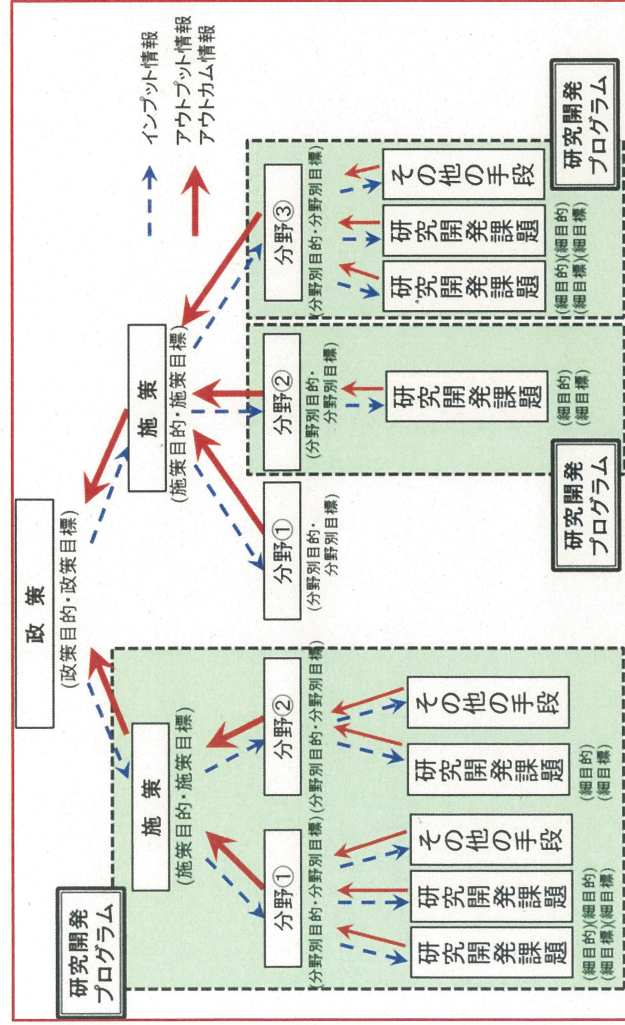
○厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（抄）

改 正（案）		現 行
第1編 総括的事項	第1編 総括的事項	
第1章 目的	第1章 目的	
1 経緯	我が国の研究開発評価については、第1期科学技術基本計画において「研究開発機関及び研究開発課題について、評価の在り方を抜本的に見直し、適切な評価の仕組みを整備し、厳正な評価を実施」することが求められたことから、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月7日内閣総理大臣決定）を策定して、研究開発評価の導入と定着化を推進してきた。その後、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下、「大綱的指針」という。）と名称を変更した上で、科学技術基本計画の改定等にあって内容を変更し、厳正な評価や励まし成果を問う評価等の推進、評価の継続性の確保、評価の効率化、国際水準による評価等の評価システム改革を推進してきたところである。 また、厚生労働省においては、厚生労働科学研究費補助金による研究事業等について、公的に行われる研究として、適切に評価し、戦略性のある効率的な費用配分と適正な研究事業運営を確保して必要な研究を推進するため、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針及び検討会報告書」を踏まえ、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を改定し、厚生労働省における研究開発評価の一層の適切かつ効果的な実施を図ってきた。	我が国の研究開発評価については、第2期科学技術基本計画に基づき、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月内閣総理大臣決定。以下「旧大綱的指針」という。）が策定され、創造への挑戦を励まし成果を問う評価等の評価システム改革を推進してきたところである。今般、総合科学技術会議において旧大綱的指針のフォローアップが行われ、「優れた研究開発の成果を創出し、それを次の段階の研究開発に切れ目なく連続してつなげ、研究開発成果の国民・社会への還元を迅速化する、的確で実効ある評価を実施すること」、「研究者の研究開発への積極・果敢な取組を促し、また、過重な評価作業負担を回避する、機能的で効率的な評価を実施すること」、「研究開発の国際水準の向上を目指し、国際競争力の強化や新たな世界的な知の創造などに資する成果の創出を促進するよう、国際的な視点から評価を実施すること」などの観点から、各府省等における研究開発評価の改善への取組を加速化することが必要とされた。このような状況を踏まえて旧大綱的指針の見直しが行われ、新たな「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）が策定されたところである。 一方で、厚生労働科学研究費補助金による研究事業等について、公的に行われる研究として、適切に評価し、戦略性のある効率的な費用配分と適正な研究事業運営を確保して必要な研究を推進するため、「厚生労働省の研究助成等の在り方に関する省内検討会」において、評価の適切性や政策への連動性、効率・適正な運営等の確保の観点等から検討が行われ、「研究助成の改善等に向けた基本的な方向性について」（平成22年7月29日厚生労働省省内検討会報告書）（以下、「検討会報告書」という。）において、今後の基本的な方針等がとりまとめられた。平成22年11月、大綱的指針及び検討会報告書を踏まえ、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を改定し、厚生労働省における研究開発評価の一層の適切かつ効果的な実施を図ってきた。

今般、第5期科学技術基本計画の改定にあわせて総合科学技術・イノベーション会議において前回大綱的指針のフォローアップが行われ、第5期科学技術基本計画の根幹である「科学技術を振興し、研究開発成果を経済・社会の発展に活かす」を実現すること、また前回大綱的指針では十分に対応できなかった課題を解決することが必要とされた。 このため、「実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進」、「アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進」、「研究開発評価に係る負担軽減」の観点から前回大綱的指針の見直しが行われ、新たな「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成29年1月内閣総理大臣決定）が策定された。このような現状を踏まえ本指針の改定を行うものとする。	検討が行われ、「研究助成の改善等に向けた基本的な方向性について」（平成22年7月29日厚生労働省省内検討会報告書（以下「検討会報告書」という））において、今後の基本的な方針等がとりまとめられた。これらを踏まえ本指針を定めるものとする。
2 目的 国民の保健・医療・福祉・生活環境・労働安全衛生など国民生活の向上に資することを目的とする厚生労働省の科学研究開発においても、その研究成果を着実に行政施策へと反映し、またその成果を積極的に公表し、国民に対する説明責任を果たすとともに、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。そのためにも、研究開発の評価に当たっては、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用し競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その適正な運営を図ることが必要となる。 このため、本指針は、大綱的指針及び検討会報告書を踏まえて、厚生労働省の科学研究開発（試験、調査等を含む。）に関する研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価について、個人情報保護の観点に配慮しつつ、外部評価の実施、国際的な視点からの評価の実施、評価結果の公開、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発評価の一層、適切かつ効果的な実施を図ることを目的とするものである。	2 目的 国民の保健・医療・福祉・生活環境・労働安全衛生など国民生活の向上に資することを目的とする厚生労働省の科学研究開発においても、その研究成果を着実に行政施策へと反映し、またその成果を積極的に公表し、国民に対する説明責任を果たすとともに、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。そのためにも、研究開発の評価に当たっては、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用し競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その適正な運営を図ることが必要となる。 このため、本指針は、大綱的指針及び検討会報告書を踏まえて、厚生労働省の科学研究開発（試験、調査等を含む。）に関する研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価について、個人情報保護の観点に配慮しつつ、外部評価の実施、国際的な視点からの評価の実施、評価結果の公開、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発評価の一層、適切かつ効果的な実施を図ることを目的とするものである。

3 政策評価や独立行政法人評価との関係	本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）に基づく評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針に基づき研究開発を対象とする評価を実施する際は、同法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととする。 また、独立行政法人研究機関（研究開発資金を配分する法人を含む。以下同じ。）については、大綱的指針及び本指針に沿って、同様な事項について各法人が明確なルールを定めた上で評価を行うことが求められる。なお、独立行政法人については、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づき、主務大臣による評価が行われ、その際、独立行政法人のうち国立研究開発法人については、厚生労働省国立研究開発法人審議会の意見を聴取することとされている。この評価についても、大綱的指針及び本指針を参考とすることが期待される。 加えて、前述したように、研究開発評価は政策評価等と整合するよう取り組むこととされていることを踏まえ、「研究開発プログラムの評価」を政策評価等とは別に実施する必要があるように取り組み評価の効率化を図る。	3 政策評価や独立行政法人評価等との関係 本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）に基づく評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針に基づき研究開発を対象とする評価を実施する際は、同法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととする。また、独立行政法人研究機関（研究開発資金を配分する法人を含む。以下同じ。）については、大綱的指針及び本指針に沿って、同様な事項について各法人が明確なルールを定めた上で評価を行うことが求められる。なお、独立行政法人については、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づき、主務大臣による評価が行われ、その際、独立行政法人のうち国立研究開発法人については、厚生労働省国立研究開発法人審議会の意見を聴取することとされている。この評価についても、大綱的指針及び本指針を参考とすることが期待される。
4（略）		4（略）
第2章 定義	本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 研究事業等：第1編第3章の1 研究開発プログラムに掲げるそれぞれの事業をいう。 2 研究開発プログラム：研究開発が関連する政策・施策等の目的（ビジョン：何のためにやるのか）に対し、それを実現するための活動の	第2章 定義 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 研究事業等 第3章の1 研究開発施策の（1）から（5）までに掲げるそれぞれの事業をいう。 2 研究開発機関 施設等機関及びこれと一体化した研究機関のうち、別紙に掲げるものをいう。

まとまりをいう。具体的には、研究開発が関連する政策・施策・実施、競争的資金制度等の研究資金制度などが挙げられる。



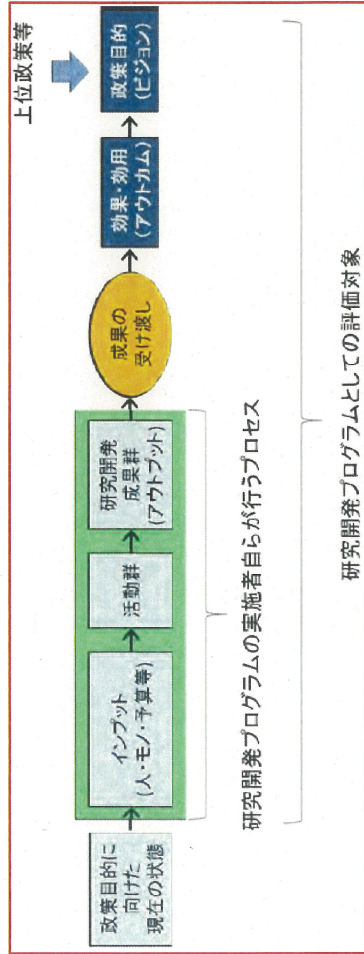
【図】「研究開発プログラム」の範囲のイメージ】

- 3 評価実施主体：研究開発実施・推進主体（第2編から第5編までの規定により評価を実施する研究事業等の所管課、研究事業等を所管する法人及び研究開発機関）及び第三者評価機関をいう。
- 4 自己評価：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が自ら評価者となる評価をいう。
- 5 外部評価：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部の者が評価者となる評価をいう。
- 6 第三者評価：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。

- 3 国立試験研究機関 研究開発機関のうち、別紙の1に掲げるものをいう。

- 4 評価実施主体 研究開発実施・推進主体（第2編から第5編までの規定により評価を実施する研究事業等の所管課、研究事業等を所管する法人及び研究開発機関）及び第三者評価機関をいう。
- 5 自己評価 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が自ら評価者となる評価をいう。
- 6 外部評価 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部の者が評価者となる評価をいう。
- 7 第三者評価 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。
- 8 マスキング評価 評価の対象に関する情報の一部を秘匿して実施する評価をいう。
- 9 外部専門家 評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。
- 10 外部有識者 評価対象の研究開発分野とは異なる分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。
- 11 事前評価 研究開発施策の決定又は研究開発課題の採択の前に行う評価をいう。
- 12 中間評価 研究開発施策又は研究開発課題の実施期間中に行う評価をいう。
- 13 事後評価 研究開発施策又は研究開発課題の終了後に行う評価をいう。
- 14 追跡評価 研究開発施策又は研究開発課題の終了後一定の期間を経過した後にいう評価をいう。
- 15 エフオート 研究者の年間の全仕事時間を100パーセントとし

7 マスキング評価：評価の対象に関する情報の一部を秘匿して実施する評価をいう。	た場合における、当該研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率（研究専従率）をいう。
8 外部専門家：評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。	16 大規模プロジェクト 研究開発に要する費用の総額が10億円以上と見込まれる研究開発課題をいう。
9 外部有識者：評価対象の研究開発分野とは異なる分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。	17 少額又は短期の研究開発課題 年間500万円以下又は研究期間が1年以下と見込まれる研究開発課題をいう。
10 事前評価：研究開発プログラムの決定又は研究開発課題の採択の前に行う評価をいう。	18 基礎研究 研究者の自由な発想に基づいて行われる知的創造活動であり、新しい法則・原理の発見、独創的な理論の構築又は未知の現象の予測・発見等に寄与する研究をいう。
11 中間評価：研究開発プログラム又は研究開発課題の実施期間中に行う評価をいう。	19 応用研究 特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究又は実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究をいう。
12 事後評価：研究開発プログラム又は研究開発課題の終了後に行う評価をいう。	20 開発研究 新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のものの改良をねらいとする研究をいう。
13 追跡評価：研究開発プログラム又は研究開発課題の終了後一定の期間を経過した後に行う評価をいう。	
14 研究開発プログラム評価：研究開発プログラムを構成する研究開発課題等の活動から得られるアウトプット情報・アウトカム情報をもとに、政策立案者や推進する主体等によって作成された『道筋』の妥当性、研究開発プログラムの推進結果であるアウトカム目標の達成状況や達成見込みを確認するとともに、研究開発過程（プロセス）の有効性や効率性を確認し、プログラムの改善や次のプログラム立案のための示唆を得る評価をいう。	
15 「道筋」：政策・施策等の目的に対し、現状がどうなっているか、政策・施策等の目的と現状のギャップを埋めるためにどんな活動をどの順番で行うか、成果の受け手側で発現することが期待される効果・効果等を時間軸に沿って描いたもの。	



【図2「道筋」のイメージ】

- 16 エフオート：研究者の年間の全仕事時間を100パーセントとした場合における、当該研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率（研究専従率）をいう。
- 17 大規模プロジェクト：研究開発に要する費用の総額が10億円以上と見込まれる研究開発課題をいう。
- 18 少額又は短期の研究開発課題：年間500万円以下又は研究期間が1年以下と見込まれる研究開発課題をいう。
- 19 基礎研究：研究者の自由な発想に基づいて行われる知的創造活動であり、新しい法則・原理の発見、独創的な理論の構築又は未知の現象の予測・発見等に寄与する研究をいう。
- 20 応用研究：特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究又は実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究をいう。
- 21 開発研究：新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のものの改良をねらうとする研究をいう。

第3章 対象範囲	
本指針の研究開発評価の対象範囲は、次のとおりとする。	
1 研究開発プログラム	1 研究開発施策
(1) 厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金による研究事業	(1) 厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働科学研究委託費（以下「厚生労働科学研究費」という。）による研究事業

(2) 労災疾病臨床研究事業費補助金による研究事業	(2) 労災疾病臨床研究事業費補助金による研究事業
2 (略)	2 (略)
3 研究開発機関	3 研究開発機関
(1) 国立試験研究機関 ・国立医薬品食品衛生研究所 ・国立保健医療科学院 ・国立社会保障・人口問題研究所 ・国立感染症研究所 (2) 施設等機関と一体化した研究機関 ・国立障害者リハビリテーションセンター研究所	【新規】※記載場所の変更
4 (略)	4 (略)
第4章 (略)	第4章 (略)
第5章 評価の基本的な考え方	第5章 評価の基本的な考え方
1～2 (略)	1～2 (略)
3 評価時期	3 評価時期
(1) 研究開発プログラム及び研究開発課題 ア 研究開発プログラム及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行う。 イ 研究開発プログラムについては、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるように、評価実施主体は、3年から5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を実施する。 ウ 研究開発課題については、複数年度にわたる研究開発期間の場合でも、毎年度、中間評価を実施することを基本とする。また、優れた成果が期待され研究開発の発展が見込まれる研究開発課題及び目的上継続性が重視される研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施し、継続を決定することができるものとする。	(1) 研究開発施策及び研究開発課題 ア 研究開発施策及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行う。 イ 研究開発施策については、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるように、評価実施主体は、3年から5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を実施する。 ウ 研究開発課題については、複数年度にわたる研究開発期間の場合でも、毎年度、中間評価を実施することを基本とする。また、優れた成果が期待され研究開発の発展が見込まれる研究開発課題及び目的上継続性が重視される研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施し、継続を決定することができるものとする。

エ 研究開発プログラム及び研究開発課題については、必要に応じて、研究終了年度から３年を経過した後を目途に追跡評価を行い、成果の波及効果、施策への活用状況等を把握するとともに、過去の評価を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映することとする。 なお、追跡評価については、今後、その一層の定着・充実を図ることとする。 (2) ～ (3) (略)	エ 研究開発施策及び研究開発課題については、必要に応じて、研究終了年度から３年を経過した後を目途に追跡評価を行い、成果の波及効果、施策への活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映することとする。 なお、追跡評価については、今後、その一層の定着・充実を図ることとする。 (2) ～ (3) (略)
4 ～ 6 (略)	4 ～ 6 (略)
7 評価における客観性の確保と研究開発の性格等に応じた適切な配慮 (1) (略) (2) 本指針が対象とする研究は、多様な目的を持つものであり、研究開発の目的・目標にあわせて、評価項目・評価基準を設定する必要がある。 例えば遺伝子資源の収集・利用、長期縦断疫学研究など短期間で論文、特許等の形で業績を上げにくい研究開発分野や試験調査などそれぞれの研究事業等が持つ性格や目的を十分に考慮し、それぞれの研究開発事業等が持つ性格や目的を十分に考慮し、それぞれの研究開発事業等に適用した評価を行うことが必要である。 特に、アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発や、非連続なイノベーションの創出を重視した研究開発等を促進するにあたっては、既存の研究開発で用いた評価項目・評価基準を用いた評価ではその促進を妨げることにもなりかねず、研究開発の特性に応じた評価が求められる。 (3) (略)	7 評価における客観性の確保と研究開発の性格等に応じた適切な配慮 (1) (略) (2) 本指針が対象とする研究は、多様な目的を持つものであり、研究開発の目的・目標にあわせて、評価項目・評価基準を設定する必要がある。 例えば遺伝子資源の収集・利用、長期縦断疫学研究など短期間で論文、特許等の形で業績を上げにくい研究開発分野や試験調査などそれぞれの研究事業等が持つ性格や目的を十分に考慮し、それぞれの研究開発事業等が持つ性格や目的を十分に考慮し、それぞれの研究開発事業等に適用した評価を行うことが必要である。 (3) (略)
8 評価に伴う過重な負担の回避 (1) (略) (2) 研究開発プログラム、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価が相互に密接な関係を有する場合には、それぞれの評価結果を活用して同一の研究開発に対する評価が重複しないよう、効果	8 評価に伴う過重な負担の回避 (1) (略) (2) 研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価が相互に密接な関係を有する場合には、それぞれの評価結果を活用して同一の研究開発に対する評価が重複しないよう、効果

率的な評価を実施する。 (3) 個々の研究開発プログラム又は研究開発課題等が、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に定める政策評価（以下「政策評価」という。）の対象となる場合には、評価業務の重複による過重な負担が生じないよう、本指針による評価と政策評価とを一体として行うものとする。	率的な評価を実施する。 (3) 個々の研究開発施策又は研究開発課題等が、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に定める政策評価（以下「政策評価」という。）の対象となる場合には、評価業務の重複による過重な負担が生じないよう、本指針による評価と政策評価とを一体として行うものとする。
9（略）	9（略）
第2編 研究開発課題の評価	第2編 研究開発課題の評価
第1章 総括的事項	【新規】
1 厚生労働省の科学研究開発の大部分は、行政施策に関連する研究であり、専門的・学術的観点及び行政的観点、効率的・効果的な運営の確保の観点等から評価を行うものとするが、必要に応じて、広く国内外の専門家の意見を取り入れた国際的水準の評価を行うこととする。 2 評価に当たっては、評価に伴う負担が過重にならないようにするため、効果的・効率的な評価を行う等の工夫や配慮を行う。少額又は短期の研究開発課題では、事前評価による審査を中心とし、事後評価は省略する又は評価項目を厳選する等の配慮を行う。 3 評価は基本的に書面によるものとするが、必要に応じ当該研究申請者に対して出席及び説明を求めること（ヒアリング）並びに施設の訪問調査を実施するものとする。 また、若手育成型の研究開発課題の事前評価を行うに当たっては、研究事業の目的等を踏まえて、評価の全部又は一部について、研究者の氏名・所属機関・研究業績等の全部又は一部を秘匿するマスキング評価により行うこととしても差し支えない。 4 研究事業等の所管課は、他の研究との不合理な重複や、特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び研究分担者のエフォートを明らかにする。競争的資金による研究開発課題については、府省共通研究開発管理システム	【新規】 ※記載場所の変更

(e-Rad) を活用して、十分に確認を行うものとする。 5 緊急時の行政的要請に基づいて行う調査研究等は、事前評価の対象としないことができる。	
第2章 競争的資金による研究開発課題の評価 【削除】※記載場所の変更 【削除】※記載場所の変更	第1章 競争的資金による研究開発課題の評価 1 総括的事項 (1) 厚生労働省の科学研究開発の大部分は、行政施策に関連する研究であり、専門的・学術的観点及び行政的観点、効率的・効果的な運営の確保の観点等から評価を行うものとするが、必要に応じて、広く国内外の専門家の意見を取り入れた国際的水準の評価を行うこととする。 (2) 評価に当たっては、評価に伴う負担が過重にならないようにするため、効率的・効果的な評価を行う等の工夫や配慮を行う。少額又は短期の研究開発課題では、事前評価による審査を中心とし、事後評価は省略する又は評価項目を厳選する等の配慮を行う。 (3) 評価は基本的に書面によるものとするが、必要に応じ当該研究申請者に対して出席及び説明を求めること（ヒアリング）並びに施設の訪問調査を実施するものとする。また、若手育成型の研究開発課題の事前評価を行うに当たっては、研究事業の目的等を踏まえて、評価の全部又は一部について、研究者の氏名・所属機関・研究業績等の全部又は一部を秘匿するマスキング評価により行うこととしても差し支えない。 (4) 他の研究との不合理な重複や、特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び研究分担者のエフォートを明らかにし、研究事業等の所管課は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用して、十分に確認を行うものとする。 (5) 緊急時の行政的要請に基づいて行う調査研究等は、事前評価の対象としないことができる。

1 評価の実施体制	2 評価の実施体制
(1) ～ (4) (略)	(1) ～ (4) (略)
(5) 利害関係者の排除 ア (略) イ 委員は、自らが現在所属している機関に所属している者（ 研究分担者を含む。 ）の研究開発課題については、評価しないものとする。	(5) 利害関係者の排除 ア (略) イ 委員は、自らが現在所属している機関に所属している者の研究開発課題については、評価しないものとする。
(6) (略)	(6) (略)
2 評価方法	3 評価方法
(1) ～ (3) (略)	(1) ～ (3) (略)
3 評価事項	4 評価事項
(1) 事前評価の評価事項 事前評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。ただし、マスキング評価を行う場合には、研究事業の目的等を踏まえて、評価の一部又は全部について、研究業績等を考慮しないこととしても差し支えない。 ア～イ (略) ウ 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項 効率が確保されない場合、研究計画の見直しを条件とする。 ・研究が効率的・効率的に計画されているか ・他の民間研究などにより代替えできるものではないか ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか） エ (略) オ 申請課題に採択に当たっては、研究開発資金の重点的・効率的配分を図る観点から、関係省庁等と十分な連携・調整等を図ることとする。	(1) 事前評価の評価事項 事前評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。ただし、マスキング評価を行う場合には、研究事業の目的等を踏まえて、評価の一部又は全部について、研究業績等を考慮しないこととしても差し支えない。 ア～イ (略) ウ 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項 効率が確保されない場合、研究計画の見直しを条件とする。 ・研究が効率的・効率的に実施（計画）されているか ・他の民間研究などにより代替えできるものではないか ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか） エ (略) エ 申請課題に採択に当たっては、研究開発資金の重点的・効率的配分を図る観点から、関係省庁等と十分な連携・調整等を図ることとする。

	る。
(2) ~ (3) (略)	(2) ~ (3) (略)
4 評価結果の通知等	5 評価結果の通知等
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
5 評価結果の公表等	6 評価結果の公表等
(1) ~ (2) (略)	(1) ~ (2) (略)
第3章 重点的資金による研究開発課題の評価	第2章 重点的資金による研究開発課題の評価
1 評価の実施体制	1 評価の実施体制
(1) (略)	(1) (略)
(2) 評価者の選任	(2) 評価者の選任
ア 評価委員会は当該研究分野の専門家から構成されるものとし、必要に応じて、当該研究分野の専門家以外の有識者等を加えることができる。ただし、厚生労働科学研究費による研究事業等の事前評価委員会においては、専門家及び有識者等として厚生労働省の行政職員（他機関に出向中の者及び含む。）である者を加えることができない。	ア 評価委員会は当該研究分野の専門家から構成されるものとし、必要に応じて、当該研究分野の専門家以外の有識者等を加えることができる。ただし、厚生労働科学研究費による研究事業等の事前評価委員会においては、専門家及び有識者等として厚生労働省の行政職員（他機関に出向中の者及び含む。）である者を加えることができない。
イ (略)	イ (略)
(3) 利害関係者の排除	(3) 利害関係者の排除
ア (略)	ア (略)
イ 委員は、自らが現在所属している機関に所属している者（研究者含む。）の研究開発課題については、評価しないものとする。	イ 委員は、自らが現在所属している機関に所属している者の研究開発課題については、評価しないものとする。
(4) (略)	(4) (略)
2 評価方法	2 評価方法
評価は、行政的な施策と適合しているか、専門的・学術的・社会的・経済的観点、当該研究開発の国際的な水準の向上の観点等から有効に実施されているか等について行う。その際、科学技術の進展、社会や経済	評価は、行政的な施策と適合しているか、専門的・学術的・社会的・経済的観点、当該研究開発の国際的な水準の向上の観点等から有効に実施されているか等について行う。その際、科学技術の進展、社会や経済

の情勢の変化により、評価の項目、基準等が変わることに留意する。特に応用研究、開発研究等については、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。なお、評価事項については、第2編第2章3評価事項に準ずるものとする。 事前評価については、研究事業等の所管課において、他の研究との不合理な重複について十分に確認を行うものとする。 また、大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ、費用対効果等を含めて、特に厳正に評価するとともに、評価の客観性及び公正さをより高めるため、必要に応じて第三者評価を活用する。	経済の情勢の変化により、評価の項目、基準等が変わることに留意する。特に応用研究、開発研究等については、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。 事前評価については、研究事業等の所管課において、他の研究との不合理な重複について十分に確認を行うものとする。 また、大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ、費用対効果等を含めて、特に厳正に評価するとともに、評価の客観性及び公正さをより高めるため、必要に応じて第三者評価を活用する。
3 評価結果の通知等 評価結果については、研究開発課題の研究者に通知するとともに、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究成果・知的財産等を保護する観点しつつ、次に掲げる事項について、ホームページ等を通じて公表する。 ア 研究採択課題及び研究費の交付予定額や研究報告書の概要 イ 評価委員会の委員の氏名及び業績又は実績 また、国立試験研究機関に予算措置された研究事業における課題の評価結果については、研究開発機関の評価において活用する。	3 評価結果の通知等 評価結果については、研究開発課題の研究実施者に通知するとともに、個人情報・企業秘密、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究成果・知的財産等について、それらを保護する観点に配慮しつつ、ホームページ等を通じて公表する。また、国立試験研究機関に予算措置された研究事業における課題の評価結果については、研究開発機関の評価において活用する。
第3章 基盤的資金による研究開発課題の評価 1～3 (略) 第3編 (略) 第4編 (略) 第5編 研究開発プログラムの評価 第1章 (略) 第2章 評価方法	第3章 基盤的資金による研究開発課題の評価 1～3 (略) 第3編 (略) 第4編 (略) 第5編 研究開発施策の評価 第1章 (略) 第2章 評価方法
研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。特に、国費を用いて実施される研究開発は、さまざまな	研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。特に、国費を用いて実施される研究開発は、さまざまな

機関間の階層構造や機関内の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに研究開発は、事前・中間・事後・追跡評価と時系列的にも相互に関連しながら連続して実施されていくことから、評価については、総体としての目標の達成度を成否判定の基本とするとともに、その成否の要因を明らかにする。 併せて、調査分析を充実させ、実施したプロジェクトの妥当性や副次的成果、さらに、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉える。 また、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返し重復した評価が実施されないよう、個々の個別課題等の評価結果を活用するなどしてそれらを全体として効果的・効率的に評価する。	まな機関間の階層構造や機関内の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに研究開発は、事前・中間・事後・追跡評価と時系列的にも相互に関連しながら連続して実施されていくことから、評価については、総体としての目標の達成度を成否判定の基本とするとともに、その成否の要因を明らかにする。 また、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返し重復した評価が実施されないよう、個々の個別課題等の評価結果を活用するなどしてそれらを全体として効果的・効率的に評価する。
第3章（略）	第3章（略）
第4章 評価結果の取扱い 研究開発プログラムを実施する主体は、その評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材などの資源配分への反映、当該研究開発施策の改善に反映させる等の活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究開発成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮することとする。	第4章 評価結果の取扱い 研究開発施策を実施する主体は、その評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材などの資源配分への反映、当該研究開発施策の改善に反映させる等の活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究開発成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮することとする。
【削除】	（別紙）
【削除】 ※記載場所の変更	本指針にいう研究開発機関 1 国立試験研究機関 （1）国立医薬品食品衛生研究所 （2）国立保健医療科学院 （3）国立社会保障・人口問題研究所 （4）国立感染症研究所 2 施設等機関と一体化した研究機関 国立障害者リハビリテーションセンター研究所